

修業生の給与

<https://www.lapprentissage.com/html/apprenti/salaire.asp>

修業生では金持ちにはなれません!

しかし企業と学校(CFA, 大学)との間でパートタイムとして参加し、お金を得ながら一人前になれます。

修業学習契約にサインして、最低賃金の一定のパーセントの報酬を得ることができます。

その報酬は、もし企業が団体協定あるいは専門職分野との合意が得られるならば、最低賃金以上になることもありえます。

修業生の給与は最低賃金を基礎に計算されます。(月額最低賃金は 1,480.27 ユーロ 2017/1/1付け(約 195,395 円概算、1 ユーロ=132 円))

初年の修業生の月額報酬		
18 歳以前	18-20 歳	21 歳以上 ⁽¹⁾
最低賃金*の 25%	最低賃金*の 41%	最低賃金*の 53%
370 ユーロ(約 48,840 円)	607 ユーロ(約 80,124 円)	785 ユーロ(約 103,620 円)
2 年目の修業生の月額報酬		
18 歳以前	18-20 歳	21 歳以上
最低賃金*の 37%	最低賃金*の 49%	最低賃金*の 61%
548 ユーロ(約 72,336 円)	725 ユーロ(約 95,700 円)	903 ユーロ(約 119,196 円)
3 年目の修業生の月額報酬		
18 歳以前	18-20 歳	21 歳以上
最低賃金*の 53%	最低賃金*の 65%	最低賃金*の 78%
785 ユーロ(約 103,620 円)	962 ユーロ(約 126,984 円)	1,155 ユーロ(約 152,460 円)

2017/01/01現在での最低賃金月額：1,480.27ユーロ(約200,000円弱)

(1) 報酬額は修業生が 18 歳あるいは 21 歳に達した日に続く月の最初の日を考慮して年齢の 2 つの区分の割合で加算されます。条項 D.6222-34

(*)最低賃金よりも望ましいならば、採用された雇用に対する専門職分野での協定に基づく最低限の給与

◎建築業のようないくつかの分野では 18 歳以下の人の初年度で最低賃金の 40%の報酬を採用している(すなわち今年は 592 ユーロ(約 78,144 円))。

あなたの専門分野固有の措置を知るために商務会議所に登録しなさい。

専門職化契約での修業生の報酬

初期養成	16-20 歳	21-25 歳	26 歳以上
職業Bac 未習得者	最低賃金の 55%	最低賃金の 70%	慣例の最低限の 85%
職業Bac に同等以上	最低賃金の 65%	最低賃金の 80%	(最低賃金に劣らない)

給与総額と実質月額

修業生の給与は雇用主の社会保険負担と給与者負担が免除されています。したがって実質給与は給与総額と等しくなります。

修業生の給与は同じように最低賃金の範囲内で所得にかかる税金が免除されます。

修業生、全面的な給与生活者

すべての修業生はその他の企業給与生活者と同じ優遇策を受けるべきであり、この優遇策は労

働規則、団体協約、企業あるいは使用者の問題です(労働協約 L.6222-23)。
商務会議は修業生の給与を評価するために計算シミュレーターを提案しています。公共分野での修業学習の修業生には増額されます。
レベルⅣの肩書あるいは免許を準備しているならば 10%
レベルⅢの肩書あるいは免許を準備しているならば 20%
例：レベルⅢ—19 歳—2 年目：最低賃金の 49%+20%=69%

障害修業生

延長した 1 年目は契約の通常の間との関係によって予想されたものです；この場合、給与は最低賃金の 15%を増額された前年のものに相当しています。
例：2 年制の BEP(職業教育免状)—18 歳 補充の年齢：49%+15%=64%

留年

給与は前年のものと同額です。
連結した免除あるいは補習の評価の準備の年です。前年度との関係での 15%の増額です。

両親のうちの一人が未成年の修業生

雇用主は最低限の修業生の給与の 4 分の 1 を銀行あるいは郵便の口座に払い込まなければなりません。

現物での特典

修業生が宿泊し食事をとる場合には、企業はこの費用の一部を給与から差し引いても構いません。この現物での特典による減額は修業学習の契約のなかに明示されていなければなりません。それは給料の 75%を超えてはなりません。

契約の変更：修業生の給与の規則：労働法の D6222-31,32 条項

修業生が同じ雇用主と新しい修業学習契約を結ぶ場合には、その給与は以前の契約を履行した最終年で受け取っていたものと少なくとも同額です。

修業生が異なる雇用主と新しい修業学習契約を結ぶときには、給与は先の契約の施行の最終年のものであると予期しているものと少なくとも同額です。
この条文は以前の労働条件が修業学習契約と同じであるときにのみ適用されます。先の労働契約が専門職化契約である場合はこの労働契約は適用されません。